

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 3 時 2 5 分

○議長（小林哲雄）

日程第 5 認定第 1 号 決算認定について（一般会計）から日程第 1 1 認定第 7 号 決算認定について（水道事業会計）まで、及び日程第 1 2 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、の計 8 議題を開成町議会会議則第 3 6 条に基づき、一括議題といたします。

最初に、平成 2 5 年度会計にかかる決算年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

平成 2 5 年度決算にかかわる会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告。

○議長（小林哲雄）

決算書の 3 0 1 ページをお開きください。

○町長（府川裕一）

平成 2 5 年度決算にかかわる会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告ということで、平成 2 5 年度各会計歳入歳出決算を議会の認定に付すにあたり、地方自治法第 2 3 3 条第 5 項の規定に基づき、この会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告を報告いたします。平成 2 6 年 9 月 4 日、開成町長、府川裕一。

平成 2 5 年度一般会計の決算は、歳入総額が 5 2 億 5, 2 6 4 万 9, 0 0 0 円、歳出総額が 5 0 億 1, 4 0 8 万 3, 0 0 0 円となり、歳入歳出差引額は 2 億 3, 8 5 6 万 6, 0 0 0 円で、翌年度への繰越額 1, 6 8 9 万 9, 0 0 0 円を差し引いた実質収支は、2 億 2, 1 6 6 万 7, 0 0 0 円となりました。

前年度との比較では、歳入総額で 1 億 7, 4 9 9 万 5, 0 0 0 円の減となり、歳出総額では 1 億 7, 6 1 7 万 7, 0 0 0 円の減となっております。なお、今年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支に財政調整基金の取りくずし額等を加えた実質単年度収支は、7, 1 7 4 万 1, 0 0 0 円の赤字となりました。

主な歳入項目では、町民税が 1 0 億 9, 4 4 5 万 9, 0 0 0 円。前年度比 0. 5 % の増で、景気のゆるやかな回復にともない個人町民税が増収となりましたが、一方で法人町民税が減収となりました。固定資産税は 1 3 億 7, 3 4 6 万 4, 0 0 0 円、前年度比 0. 8 % の増となりました。町税全体で、2 6 億 3 0 万 6, 0 0 0 円、前年度比 1. 1 % の増となりました。

その他の収入項目では、配当割交付金が 1, 0 0 5 万 4, 0 0 0 円、前年度比 7 4. 3 % の増、株式等譲渡所得割交付金が 1, 7 6 7 万 5, 0 0 0 円。前年度比 1 0 0 6. 1 % の増となりました。これらはいずれも、平成 2 5 年度中に株価が大幅に上昇したことによるものです。

地方交付税が3億2,569万9,000円。前年度比18.3%減で、これは特別交付税の法人税割の修正が終了したことによるものであります。また、国庫支出金が6億4,289万8,000円、前年度比6.5%の増、県支出金が3億1,707万9,000円、前年度比3.6%の増となっています。その他、繰入金が1億5,167万5,000円、前年度比68%の増で、主な要因としては、財政調整基金を取りくずしたことによるものです。

歳出決算額が主な増減内容としては、性質別では補助費等が6億4,975万7,000円、前年度比3.7%の増となりました。投資的経費は、6億8,906万9,000円、前年度比10.7%の減となりましたが、これは南部地区の調整池関連の工事が完了したことによります。

人件費は、9億187万3,000円、前年度比0.9%の増とほぼ横ばいとなりました。

物件費は、6億8,411万2,000円、前年度比3.3%の減で、総合計画をはじめとする各種計画策定委託が完了したことによるものです。

扶助費は、9億59万2,000円、前年度比1.0%の増で、障害者自立支援給付に伴う増や、保育所入所児童委託費の増などによるものです。

以上のように平成25年度は、景気の回復が多少見え始めたとはいえ、地方税等の自主財源の大幅な増収もない中、臨時財政対策債や公園整備事業債などの事業債を活用することにより歳入を確保し、適正な執行の務めた結果、町民生活に関わる課題に対応し、的確なサービスを提供しながら、将来を見据えた大規模事業も停滞させることなく執行することができました。

特別会計では、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、給食事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の5つの会計の歳入決算総額は、33億4,643万8,000円となり、前年度比2.1%の増となりました。

歳出決算総額は32億821万7,000円となり、前年度比2.6%の増となっています。個別には、国民健康保険特別会計が16億70万4,000円、前年度比1.9%の増で、保険給付費の伸びと後期高齢者支援金の増などによるものです。

下水道事業特別会計が5億7,279万6,000円、前年度比2.1%の減で、南部地区での管渠布設工事などが減少したことによるものです。

介護保険事業特別会計が8億939万6,000円。前年度比7.5%の増で、被保険者数の増などによるものです。

後期高齢者医療事業特別会計が、1億4,176万4,000円、前年度比3.7%の増で、これは、被保険者数の増によるものです。

一般会計にこれらの特別会計と企業会計である水道事業会計を加えた決算額の合計は、歳入決算総額88億6,199万8,000円で、前年度比1億4,780万4,000円、1.6%の減、歳出決算総額は85億8,744万円で、前年度比8,589万1,000円、1%の減となりました。

なお、一般会計における主要な財政運営指標では、経常収支比率が85.3%と前

年度より4.7%上がりました。これは、下水道事業特別会計への繰出金の臨時・經常の基準が変更になったことが主な要因です。健全化判断比率関連の指標では、実質公債費比率は0.2ポイント上がって11.2%、将来負担比率は11.2ポイント下がって86.8%となっています。

それでは、当該年度計画期間の始期とした第五次開成町総合計画の8つの政策に沿って、平成25年度決算の概要を報告いたします。

町民主体の自治と協働を進めるまち。日本一元気な町をめざし、多様化する町民ニーズに対応し、町民主体の自治を進めるために、「開成町共同推進計画」の策定を進め、協働によるまちづくりを推進しました。

また、地域の人材育成のため、リーダー研修会の開催をしました。

宮台老人憩の家の屋根防水塗装工事や金井島公民館の耐震補強工事など、地域活動の拠点となる地域集会施設の計画的な改修を行いました。

未来を担う子どもたちを育むまち。次代を担う子どもたちを安心して産み、育てる体制づくりのため、妊娠期から乳幼児期までの定期的な健康診査や育児不安の軽減を図るための健康教育、健康相談などを行いました。

仕事と子育ての両立を支援するために、待機児童が発生しないように保育所への入所調整を進めるとともに、延長保育や一時保育等の多様な保育への補助を行い、働きながら子どもを育てやすい環境づくりに努めました。また、放課後に小学校の教室等を活用して、子どもたちの安全安心な活動拠点を設け、地域の方々の協力を得ながら、学習活動やさまざまな体験活動を行いました。

その他、子育て支援として、児童福祉施設において子育て全般に関する専門的な支援を行う「子育て支援センター」の支援を行ったほか、地域で子どもの預かり等の援助をする人と援助を受けたい人からなる組織を作り、相互の援助活動の調整等を行う「ファミリー・サポート・センター」の開設準備を進めました。

施設環境の整備として、空調工事をはじめとする開成小学校大規模改修工事を行い3期にわたる工事を完了し、子どもたちの教育環境の充実を図りました。

健康を育み、町民がいきいきと暮らせるまち。日本一健康な町をめざし、「開成町健康増進計画」に基づき、町民の健康意識の向上に向け、生活習慣病の予防のための特定健康診査やがん検診などを実施いたしました。

感染症予防対策としては、本年度から定期接種となった小児医療肺炎球菌ワクチンやヒブなどの予防接種を実施しました。また、風しん患者の急増を受け、妊娠を予定しているかた及びその配偶者と、妊婦の配偶者に対して風しん予防接種費用を助成しました。さらに、75歳以上のかたを対象とした高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の費用助成をしました。

介護予防事業に取り組み、地域包括支援センターと連携し、相談体制の充実を図りました。

スポーツの得意・不得意、男女、年齢などにかかわらず、地域の誰もが継続的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブを設立いたしました。

安全で安心して暮らせるまち。災害時の情報伝達体制強化として、防災行政無線の難聴対策のため戸別受信機にかわり防災ラジオの購入助成を行いました。また、防災力を強化するため、災害時に指揮をとれる地域の防災リーダーの育成を主体とした防災講座を開催いたしました。

災害時の対応策の一つとして、災害時要援護者の受け入れについて、民間福祉施設の事業者と福祉避難所としての協定を締結いたしました。

また、大規模な災害への備えとして、物資の提供や職員の派遣等を実施することを目的とした災害時相互応援に関する協定を北海道幕別町と締結しました。

防犯や交通安全対策では、町民が安全で安心して暮らせるよう、防犯灯の設置、道路反射鏡や外側線等の整備を行いました。

小学生のころから交通ルールを覚え、正しい自転車の乗り方を習得できるよう子ども自転車運転免許講習を引き続き実施をしました。

自然が豊かで環境に配慮するまち。日本一きれいな町をめざし、グリーンリサイクルセンターの熟成槽整備工事を実施し、ごみの減量化、再資源化を進める取り組みを行いました。

清潔で美しいまちづくりのため、町民、自治会、企業などと連携し、「かいせいグリーンデー」を実施しました。

また、職員が毎月1回、公共施設のパトロールと清掃活動を行う「かいせいまちグリーン隊」を発足し、定期的に活動をしました。

エネルギー対策としては、水に恵まれた地理的条件を活用した小水力発電装置の設置に向けた実施設計を行いました。また、住宅太陽光発電設備の設置費用の一部を助成しました。

町に緑を増やす試みとして、緑の大切さを認識するための「講演会」と開成南小学校西側公園予定地に民間団体と協働して植樹を行う「植樹祭」からなる「平成の杜づくり事業」を実施し、「植樹祭」では、開成南小学校の児童らが1,200本の苗木を植えました。

都市の機能と景観が調和するまち。開成町、南足柄市と大井町を結ぶ幹線道路である「都市計画道路和田河原開成大井線」の酒匂川を渡る新しい橋、「足柄紫水大橋」が開通しました。これにより酒匂川流域の多様な交流・連携を支える幹線道路網が形成され、地域の活性化が期待されます。

良好な環境と安全で快適な新市街地を形成するため、南部地区で進められている土地区画整理事業に対し支援するとともに、「都市計画道路、山北開成小田原線」に接続する町道235号線等の整備を進めました。また、町内全域の町道を計画的に補修するため、路面性状調査を実施いたしました。

公園整備に関しては、町民の憩える場、交流の場として地域住民の声を生かした整備構想を基に松ノ木河原公園と中家村公園の整備を行いました。

上水道については、道路整備に伴う配水管布設工事のほか、高台第二浄水場の配水池螺旋階段改修工事を行いました。また、昨年度から本年度にかけて高台第一浄水場

及び榎下浄水施設の耐震診断を行いました。

下水道については、牛島、吉田島地区の管渠の布設工事を進めるとともに、許可変更業務委託を実施いたしました。

個性豊かな産業と文化を育成するまち。個性豊かな町の産業を育成することを目標として、農業の6次産業化に取り組みました。農作物のブランド化として、町内で収穫された農産物やこれらの原材料を主に使用した加工品、その他に商品名や原材料に開成町を表現する要素を備えた「開成ブランド産品」として11品を認定しました。

特に北部地域においては、「開成町北部地域活性化懇話会」を発足し、北部地域の農家をはじめとした地元住民の理想となる北部地域の在り方や姿の検証を行いました。

また、農業振興地域の適正な土地利用を定めた「北部農業振興地域整備計画」の見直しを行いました。

商工業においては、産業の活性化と町民の雇用機会の創出及び拡大を図ることを目的に、企業誘致や立地促進等にかかわる取り組みを進めるため、企業誘致条例を制定しました。

26回目となった開成あじさい祭と開成阿波おどりでは、広報PRを積極的に行い、見るだけでなく、体験できるようなイベントも取り入れながら、祭の充実を図りました。

開成あじさい祭には20万人を超える方が来場されました。祭をますます発展させていくためにも、あじさいを大事に育て維持管理していく必要があります、本年度もあじさいの植替え工事を行いました。

開成阿波おどりでは、オープニングパレードを引き続き行い、好評を博しました。総勢22連、1,000人の参加があり、大いに盛り上がりました。

効率的な自治体経営を進めるまち。厳しい経済情勢の中で、限りある行政資源を有効に活用するため、簡素で効率的な組織の構築など行政改革を進める必要があります。

第五次総合計画の始期に合わせて、第五次行政改革大綱を策定し、効率的な行政運営と健全な財政運営の維持に努めました。

行政システムの効率化においては、職員の能力向上のため、各種庁内研修を実施するとともに、市町村研修センター等に職員を派遣しました。

広報かいせいやホームページでは伝え切れない町の魅力や旬の情報を効果的に発信するため、県内の町村では初めて公式Facebookページを開設しました。

施設の整備・充実に関しては、今後予定される開成町役場庁舎の整備をはじめ、公共施設の整備に要する資金を基金に積立を行いました。

以上、平成25年度実施事業のうち主なものを報告いたしました。

平成25年度は、第五次開成町総合計画がスタートし、新たなまちづくりの一步を踏み出しました。「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち。開成」を将来都市像に掲げ、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めるために町民のみなさんと一緒に作った新しい形の総合計画です。

この総合計画のもと、「日本一元気な町」、「日本一きれいな町」、「日本一健康な町」をまちづくりのキーワードとし、さまざまな「元気プロジェクト」を実施しました。

一例をあげますと、「元気」では、あしがら花火大会にあわせ、コンサートやバーベキュー大会、屋台村を実施し、新しい納涼祭として多くのかたに楽しんでいただきました。「きれい」では、学校や企業にも積極的にご参加いただいた結果、かいせいクリーンデーの参加者が大幅に増えました。また、町職員による公共施設の清掃やパトロールを実施しました。自分の町を知り、自分の町をもっと好きになる、職員の意識も高まってきたように思います。「健康」では、健康寿命の延伸をめざして、生活習慣病の発症や重症化の予防に積極的に取り組みました。今後も地域ぐるみの健康づくりを進めて参ります。

町は、平成27年2月に町制施行60周年を迎えます。本年3月には足柄紫水大橋が開通しました。この橋の開通は、本町だけではなく、将来の足柄地域発展のスタートです。

第四次総合計画の12年間で町は大きく発展しました。今後の12年間も多くの課題がありますが、これからも町民の皆さんを主役として「日本一元気な町」、「日本一きれいな町」、「日本一健康な町」をめざしてまちづくりを進めて参ります。

町議会の皆様には、今後とも御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、一般会計、特別会計並びに財政状況に関する資料を添付いたしましたので、これらをもって予算執行状況の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

町長の報告が終わりました。

次に移りますが、町三役の出席はここままで結構ですので、ご退席ください。

続けます。認定第1号 決算認定について。一般会計の細部説明を順次、担当課長に求めます。説明は簡潔にお願いいたします。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を読み上げさせていただきます。

認定第1号 決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度開成町一般会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。平成26年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは決算書、表紙の次のページをお開きください。

決算にかかる手続について、ご説明をいたします。上段の部分は、地方自治法第233条第1項の規定により、一般会計のほか、5つの特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、平成26年7月11日に会計管理者から町長に提出された際の書面になってございます。下の部分は、提出された決算書類等を地方自治法第233条第2項の規定に基づいて、平成26年7月22日に町長が町監査委員に提出し、審査を求めた際の書面でございます。

次のページをお開きください。町長から監査委員に提出されました一般会計及び特別会計に関する決算書類等について、地方自治法第233条第2項及び241条第5項の規定に基づき、実施された決算審査に関する意見書が諸点の指摘を含め、平成26年8月8日に監査委員から町長に提出をされてございます。

4ページほど先へお進みください。平成26年6月24日に地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道事業会計にかかる決算書類が町長から監査委員に提出された際の書面でございます。右のページになります。提出されました水道事業会計にかかる決算書類等に対して、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき実施された決算審査に関する意見書は、指摘を含め、平成26年8月8日に監査委員から町長に提出をされております。

次のピンクの差し込みをお開きください。平成25年度開成町一般会計歳入歳出決算書。続いて、1ページになります。一般会計歳入歳出決算総額、歳入、歳入予算現額52億1,060万1,000円。歳入決算額、52億5,264万9,121円。歳出、歳出予算現額、52億1,060万1,000円。歳入歳出差引額、2億3,856万6,144円、うち、基金繰入額0円。平成26年9月4日提出。神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次の2ページ、3ページをお開きください。平成25年度一般会計歳入歳出決算書、歳入でございます。1款、町税から4ページ、5ページ、20款、町債まで。歳入合計予算現額、52億1,060万1,000円。調定額、53億1,999万7,841円。収入済額、52億5,264万9,121円。不納欠損額、518万2,404円。収入未済額、6,216万6,316円。予算現額と収入済額との比較、4,204万8,121円となりました。

次のページをお開きください。歳出は1款、議会費から8ページ、9ページ、13款、予備費まで。歳出合計予算現額、52億1,060万1,000円。支出済額、50億1,408万2,977円。翌年度繰越額、2,475万円。不用額、1億7,176万8,023円。予算現額と支出済額との比較、1億9,651万8,023円となりました。歳入歳出差引残額は、2億3,856万6,144円です。

それでは、歳入歳出事項別明細につきまして、順次ご説明を申し上げます。決算書を参照しながら、歳入歳出決算事業別説明書を主体に説明をさせていただきます。決算書では12ページ、13ページ、事業別説明書2ページ、3ページをお開きいただきたいと思っております。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、歳入についてご説明いたします。

まず、町税の町民税、個人の分でございます。こちらにつきましては、その年の1月1日現在の住民登録しているものの、前年度の収入に対して課税した個人の住民税でございます。均等割りといまして、7,896件分でございます。税率は3,000円です。次に所得割額といまして、均等割りと同じく1月1日現在で住民登録をしているものの、前年中の所得に対して課税されるもので、前年度比プラス3,

639万9,856円の増となっております。税率は100分の6となっております。次に、分離譲渡でございますが、前年中に土地、建物、株式などの資産の譲渡により生じた所得に対しまして課税される住民税でございます。これにつきましては、対前年度比94万1,400円の減となっております。譲渡の種類による件数につきましては、ご覧のとおりとなっております。個人住民税の滞納繰越分につきましては、徴収率が35.4%。前年度比でプラス3.3%となっております。ただ、こちらの徴収率につきましては、昨年度まで率を計算するときの分母を調定から不納欠損分を差し引いたものを分母としておりましたが、本年度から収納額割ることの調定率そのものということで、徴収率を計算してございます。これは、県の調査もの等で不納欠損額を考慮しない徴収率を取り扱っていることに合わせまして、町のほうでも取り扱いを合わせたということでございます。

次に、法人になります。法人の均等割り、こちらにつきましては、町内に事務所や事業所がある法人の従業員数、資本金により課税した法人町民税の均等割額で、全部で9区分、合計で326社、4,246万7,300円でございます。法人税割額につきましては、町内に事務所や事業所がある法人の法人税額に基づき課税した法人町民税の法人税割でございます。前年度比2,967万8,900円の減でございます。その内容につきましては、税率別に14.7%の会社、13.5%の会社、12.3%の会社ということで、全部で118社、5,880万1,600円の収入となっております。なお、14.7%の税率と13.5%の税率につきましては、町が採用しております超過税率でのものとなっております。法人町民税の滞納繰越分ではありますが、こちらにつきましては徴収率3.8%。前年度比、マイナスの39.1%と、ちょっと大幅に少なくなっております。

次に固定資産税であります。固定資産税の土地につきましては、1月1日現在の現況地目により算定した課税標準に税率の1.4%を乗じた固定資産税となっております。1万5,098筆分、396万8,000平米分でございます。前年度比995万5,435円の減となっております。なお、住宅軽減につきましては、こちら記載のとおりでございます。家屋につきましても、1月1日現在に存在する家屋の課税標準に税率の1.4%を乗じたものが家屋の固定資産税となっております。5,915棟分。前年度比で2,446万135円の増でございます。

次に、償却資産でございます。これは工場、事業所が1月1日現在所有する土地、家屋以外の有形固定資産について課税した固定資産税でございます。これにつきましては、146工場、事業所分、前年度比マイナスの506万3,200円でございます。

次に、配分でございます。こちらにつきましては固定資産税の種類といたしましては償却資産となっております。ただ、2以上の市町村にまたがる場合、あるいは2以上の都道府県にまたがる場合には、県知事配分と総務大臣配分により配分された価格に基づいて、固定資産税を計算することになってございます。県知事配分が2事業所。総務大臣配分は6事業所でありまして、企業名については、こちら記載のとおり

りでございます。固定資産税の滞納繰越分につきましては、徴収率が32.8%、前年度比プラス3.0%となっております。

一つ飛びまして、1ページおめぐりください。軽自動車税でございます。軽自動車税については、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、小型二輪車の4区分となっております。まず原動機付自転車につきましては、排気量50ccから125ccまでのものと、あとは三輪以上のもので20ccを超え、または0.25キロワットのもので対象となっておりますが、1,086件で121万500円でございます。

次に、軽自動車でございますが、こちらにつきましては軽二輪、250cc以下の軽二輪、三輪車、あと四輪車の中で乗用、あるいは営業用のものと自家用のものとなっております。合計で3,585件。2,215万600円でございます。

次に、小型特殊自動車であります。こちらにつきましては開成町ナンバーで交付している緑色ナンバーのものになってございます。農耕作業用のものと、その他のものというふうに分けることができますが、全体で141件。27万2,100円でございます。

次に、小型二輪車。こちらにつきましては、251cc以上のものがございます。207件で82万8,000円となっております。

軽自動車税の滞納繰越分につきましては、徴収率28.0%で、前年度比10.1%となっております。

たばこ税につきましては、町内で消費されたたばこに対して課税されるものがございます。こちらにつきましては、前年度比1,054万5,354円の増となっております。これは町と県との税率の関係が税源移譲により構成比が変わったため、増収となっております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税、1目、地方揮発油譲与税。こちらのほう、収入済額1,113万円でございます。国税として徴収されます揮発油税の全額の100分の42を市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものがございます。前年度比では27万2,000円のマイナスでございます。

同じく2項、自動車重量譲与税、こちらは収入済額2,530万1,000円でございます。国税として徴収される自動車重量税の3分の1が地方に交付されるものがございますが、平成22年度からは暫定税率の2分の1を軽減する措置がとられているために、地方に負担がかからないよう自動車重量税の1,000分の407が交付をされております。こちら市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものがございます。前年度比では163万6,000円のマイナスでございました。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、利子割交付金でございます。こちらにつきましては、預金利子に課税される県民税の一部が、県民税の割合に応じて町に交付される交付金でございます。15%が国、5%が県、県収納額の100分の99に5分の3を県民税の額で按分して町を

交付されるもので、前年度比といたしましては56万7,000円の減となっております。

次に、配当割り交付金でございます。こちらにつきましては、上場株式などの配当にかかる税金の一部を財源といたしまして、県から町へ交付される交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額で按分して町へ交付されるもので、前年度比といたしましては428万6,000円のプラスとなっております。

株式等譲渡割交付金でございますが、株式などの譲渡による所得にかかる税金の一部を財源として、県から町へ交付される交付金でございます。こちらにつきましても、県民税の額で按分して町へ交付されるもので、前年度比1,607万7,000円の増となっております。

○財務課長（田中栄之）

6款になります。地方消費税交付金。収入済額1億5,517万1,000円。消費税5%のうち、1%は地方消費税として都道府県が収納しております。そのうちの2分の1を人口と従業員数の割合で市町村に交付するものでございます。前年度比では133万4,000円のマイナスでございました。

7款、自動車取得税交付金。収入済額1,868万1,000円。都道府県が自動車の取得に対して課する税でございます。県収納額の66.5%が市町村の道路延長、面積に応じて交付をされるものでございます。前年度比では、309万2,000円のマイナスでございました。

次のページに移ります。8款、地方特例交付金。減収補てん（住宅ローン減税分）特例交付金。収入済額1,634万円。平成20年度から所得税から控除し切れない住宅ローン控除分を住民税から控除する措置がとられております。その住民税の減収分を補てんするために交付をされるものでございまして、前年度比では135万3,000円の増でございました。

9款、地方交付税、細節1、特別交付税、収入済額4,798万1,000円。交付税総額の6%が特別交付税として交付をされております。普通交付税で措置されない個別緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され、交付されております。法人税割修正分の措置が終わったことなどから、前年度比4,715万6,000円、大幅な減となっております。細節2、普通交付税、収入済額、2億7,771万8,000円。地方交付税は本来地方の税収とすべきであるものについて、団体間の財源の不均衡を調整するために、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう、財源を保障する見地から国税として国がかかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分をしております。国が地方にかかわって徴収する地方税という性格を持っておりまして、普通交付税は、その94%を占めております。こちらは前年度と比較しまして、2,559万円の減となっております。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に10款、交通安全対策特別交付金、細節、交通安全対策特別交付金でござい

す。交通反則金を原資として、道路交通安全施設整備の経費として交付されるものでございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、11款、分担金及び負担金でございます。児童福祉費負担金でございます。細節1、児童措置費保護者負担金現年度分でございます。収納率は97.8%。昨年度より0.1%増でございます。未納額は196万6,400円でございます。

2番、児童措置費保護者負担金滞納繰越分。収納率は26.5%、昨年度比マイナス7.4%。未納額は247万2,500円でございます。

3番、放課後児童利用保護者負担金。収納率は97.6%。昨年度より0.3%減でございます。未納額は38万7,000円でございます。

4番、放課後児童利用保護者負担金滞納繰越分でございます。収納率、その記載は40.3%になってございますが、40.4%の間違いでございました。失礼しました。昨年度より9.3%増でございます。未納額は31万円でございます。

次に、施設の老人保護措置費負担金。1、老人保護措置費負担金と。これは今までなかったものでございます。説明欄で、24年度に発生した高齢者虐待ケースがございました。この措置費、いわゆる施設への入所費用の本人負担分を町が負担をしております。25年度において、その本人に対して成年後見人が選任をされましたので、その方の資産より、町立てかえ分を満額負担していただくという形で後見人に請求をして歳入されたものでございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、一つ飛ばしまして12款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、総務使用料でございます。細節1、町民センター使用料。88万3,134円となっております。こちらにつきましては、各種団体の教室、会議室等の使用料ということで2,544件となっております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、一つ飛ばしまして細節3、自動販売機設置料。収入済額40万3,400円。こちらは開成町行政財産の目的外使用にかかる使用条例による役場庁舎と葬儀センターに設置をされております自動販売機の9台分、こちらの設置の使用料でございます。

続いて、細節4、公有地使用料。41万6,830円。こちらは、足柄紫水大橋橋梁整備工事に伴う、開成駅東側町有地の使用料として41万5,000円。開成駅前連絡所前のデジタルサイネージ設置に伴う公有地使用料として、1,730円の収入がございました。

一つ飛ばしまして、細節6、電柱等設置料。収入済額3万4,990円。こちらは開成町行政財産の目的外使用にかかる使用条例に基づく、町有地に設置をされております電柱等の設置料でございます。電柱は38本、支柱9本、その他1となっております。

○産業振興課長（井上 新）

一つ飛びまして、商工使用料、商工観光使用料、瀬戸屋敷使用料。こちらは瀬戸屋敷の母屋、土蔵ほかの施設使用料でございます。

続きまして、瀬戸屋敷駐車場使用料。これはあじさい祭期間中の瀬戸屋敷駐車場の使用料で、500円掛ける657台という形でございます。

1枚おめぐりください。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、4目、土木使用料、1節、住宅使用料、細節1、町営住宅使用料現年度分。収入済額1,010万1,270円。こちらは町営住宅使用料、四ッ角団地7世帯、円通寺団地16世帯、河原町団地24世帯、計47世帯分の徴収額でございます。前年度比プラス79万4,870円でございます。細節2町営住宅使用料滞納繰越分、収入済額、59万7,120円。前年度までの未納分の徴収額で、徴収率は79.8%。現年度、過年度合算の滞納繰越額は、前年度滞納繰越額74万8,550円に比べ、28万2,790円減の46万5,760円でございます。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

続きまして、節、土木管理費管理使用料、1節、道路及び水路占用料になります。こちらは、道路占用徴収条例、水路及び認定外道路に関する条例に基づく占用料で、道路占用につきましては19件。168万2,980円。水路占用については橋が主でございますが、180件。29万9,730円になっております。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、4項目飛ばしていただきまして、5目、教育使用料です。1節の幼稚園保育料現年分となっております。こちらが1,257万3,000円です。こちらにつきましては、開成幼稚園の保育料収入となっております。昨年度に続きまして、全額の徴収が済んでございます。月額にしましては、5,500円。在籍の幼稚園の数ということで、年少が98名、年長93名、合計191名分の現年度分の保育料となっております。

○自治活動応援課（岩本浩二）

続きまして、保健体育使用料、夜間照明使用料。収入済額、36万8,550円。こちらにつきましては、文命中学校グラウンド及びテニスコート、開成南小学校グラウンド、計117回の夜間照明使用料となっております。

○財務課長（田中栄之）

二つ飛ばしまして、2項、手数料、1目、総務手数料、1節、総務管理手数料。細節2諸証明等手数料。収入済額、9万1,500円。こちらは官民境界証明資料交付手数料、単価300円掛ける305件となっております。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、徴税手数料、諸証明手数料でございます。こちらにつきましては、町手数料条例の規定により発行した税等の諸証明発行手数料で、3,254件でございます。

次に、督促手数料。こちらにつきましては、各種税の納期内納付がなかった方に対

して発行した督促状の手数料でございます。3, 550件で、対前年度比867件でございます。

次に、戸籍住民手数料、戸籍手数料でございます。これにつきましては、戸籍の謄本、除籍、改製原戸籍等の発行手数料でございます。3, 157件。270件のマイナスとなっております。

次に、住民基本台帳手数料。こちらにつきましては8, 907件の発行でございます。昨年よりも1, 215件増えてございます。住民票等の写しと、あと68件の住基カードの交付手数料でございます。

次に、印鑑証明手数料。こちらにつきましては、6, 414件の証明書の交付手数料でございます。前年度比マイナス113件となっております。

○環境防災課長（秋谷 勉）

続きまして、2目、衛生手数料になります。細節、し尿処理手数料、現年度分、163万6, 929円でございます。汲み取り世帯及び工事現場等の仮設トイレの汲み取り手数料でございます。徴収率は99.4%でございます。

続きまして、同手数料の滞納繰越分、3万996円でございます。こちらは徴収率52.2%で、現年滞納繰越分、合わせまして、最終的な収入未済は前年より2万1, 546円減りまして、3万7, 800円となっております。

次、細節、粗大ごみ収集手数料でございます。267万9, 075円でございます。粗大ごみの収集手数料でございます。延べ件数としては、1, 367件。普通分が2, 178個。処理困難物は249個でございます。前年度比12万4, 950円の増となっております。

続きまして、犬の登録等手数料でございます。80万9, 400円です。新規登録、再発行の鑑札及び狂犬病予防注射済証の発行手数料でございます。新規登録が85頭。鑑札再発行が11頭。注射頭数は976頭でございます。前年度比8万7, 350円の増となっております。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

目が一つ飛びます。土木手数料、節、土木総務手数料、2の細節になります。占用料徴収事務手数料。開成町道路占用等規則に基づく占用または掘削に伴う道路復旧事務手数料42件分を挙げております。

続きまして、節、都市計画手数料、3、細節になります。屋外広告物許可申請手数料。こちらにつきましては、神奈川県屋外広告条例に基づく屋外広告物許可申請手数料27件分になっております。

次のページをおめくりください。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、5目、教育手数料です。細節1、幼稚園入園料26万4, 000円でございます。こちらにつきましては、開成幼稚園の入園料収入ということで、一人3, 000円となっております。対象といたしましては、平成26年度に当初入園しました79名と、途中入園者、9名。合計88名分の入園料となっております。

○保険健康課長（田辺弘子）

一つ飛びまして13款、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、国民健康保険保険基盤安定制度国庫負担金でございます。低所得者にかかる保険税減額分のうち、保険者支援分の国庫負担分ということで2分の1。前年度と比べてプラスの6.2%となります。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、2節、障害者介護給付費等負担金でございます。細節1、障害者自立支援給付費負担金でございます。障害者自立支援のサービスにかかる内容としては介護給付費、訓練等給付費、身体障害児者補装具、サービス利用計画等の負担金でございます。国の負担率は2分の1でございます。

細節2、障害者自立支援医療費負担金（更生医療）。更生医療の費用にかかる国庫負担金、補助率2分の1でございます。

細節3、障害者自立支援医療費負担金（育成医療）。これにつきましては25年度から、県から移譲されての新規の事業にかかるものでございます。国庫負担金の率は2分の1でございます。

それで次に3節、児童福祉費負担金に移ります。細節1、児童措置費負担金、保育所入所児童委託費に対する負担金。補助率は、国の基準額に対して2分の1となります。

細節2、障害児通所給付費負担金。児童福祉法に基づく障害児通所給付費に対する負担金でございます。補助率2分の1でございます。

細節3、児童手当負担金。中学生終了前までの児童がいる家庭に対する支給した児童手当に対する負担金でございます。

二つ飛ばして、次に移ります。

○保険健康課長（田辺弘子）

続きまして、衛生費国庫負担金。25年度新規でございますけれども、養育医療費負担金になります。25年度に権限移譲されました未熟児養育医療費の公費負担分に対する国の負担金となります。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、国庫補助金に移ります。1節、障害者自立支援事業費等補助金でございます。細節1、地域生活支援事業費補助金でございます。訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援事業等に対する国の補助金でございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

一つ飛びまして、衛生費国庫補助金になります。疾病予防対策事業費等補助金です。がん、推進事業の受診に伴う検診委託費用及び検診手帳、クーポン券作成費用等の補助になります。子宮頸がん検診については、対象者489人に対して、受信者106名。乳がん検診については、142名の受診。大腸がん検診については、192名の受診となっております。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

続きまして、目、土木費国庫補助金になります。都市計画費補助金、1、社会資本整備総合交付金。こちらにつきましては、地域の住宅政策の実施に伴う事業に対する補助金になっております。充当している内容といたしましては、住宅資金利子補給事業、防犯対策設備設置事業、防災行政無線整備事業、耐震改修促進事業、こちらの項目につきましては補助率が45%になっております。

狭あい道路整備事業につきましては、3路線充当しております。こちら工事につきましては2分の1の補助率。また、補償物件については3分の1の補助率で行っております。

続きまして、社会資本整備総合交付金の繰越明許費繰越分になります。こちらにつきましては、公園整備事業に対する交付金になっております。充当している事業といたしましては、松ノ木河原第1公園、中家村公園の事業に充当しております。補助率は50%。

続きまして、節、道路橋梁費補助金になります。社会資本整備総合交付金になります。道路を中心とした基盤整備及び関連するインフラ整備事業に対する交付金になります。充当しておりますのは、町道118号線、119号線の舗装工事で、補助率は55%になっております。

社会資本整備総合交付金の繰越明許費繰越分になります。こちらにつきましては、同じ内容の交付金で使っておりますのは、昨年実施いたしました路面性状調査委託に充当しております。補助率は55%です。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、4目、教育費国庫補助金です。1節、小学校補助金。一番下の、細節3、公立学校施設整備費補助金、繰越明許費繰越分でございます。こちらが5,173万5,000円でございます。これにつきましては、開成小学校大規模改修の、第3期工事にかかります国の補助金となっております。

ページをおめくりください。続きまして、1項目飛ばしまして、第3節、幼稚園費補助金です。1節、幼稚園費就園奨励費補助金でございます。こちらが17万1,000円です。こちらにつきましては、保護者の所得状況に応じまして、保護者の経済的負担を軽減するために、幼稚園に通っておられます保護者等の負担軽減ということで入園料及び保育料の軽減を図る就園奨励事業を実施しております。これに対しましての、地方公共団体に対しまして、国が経費にかかります一部分を補助する補助金でございます。

○企画政策課長（亀井知之）

続いて、総務費国庫補助金。地域の元気臨時交付金、1億1,500万4,000円でございます。これは日本経済再生に向けた緊急経済対策の実施に伴いまして、国の平成24年度補正予算で措置されました交付金で、福社会館の工事、グリーンリサイクルセンターの整備、南部地区土地区画整理事業支援に充てているものでございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、4目、教育費委託金です。節といたしましては、コミュニティ・スクール推進事業費委託金となっております。こちら46万8,200円です。こちらにつきましては、文部科学省の研究指定を受けまして、開成小学校、開成南小学校、文命中学校のコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度への推進の取り組みといたしまして、学校運営協議会制度のあり方や、マネジメントの協力等にかかる研修等を行いました。この事業を実施するための委託金ということで、国のほうで10分の10の補助を受けてございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

続きまして、14款、県支出金、県負担金、民生費県負担金、国民健康保険保険基盤安定制度県負担金になります。低所得者にかかる保険税減額分のうちの保険税軽減分の県負担分、4分の3と、低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で補填する保険者支援分県負担分になります。こちら前年度に比べて、プラスの48.1%となっております。この要因といたしまして、国保税、25年度に改定しております。それと同時に低所得者対策として7割、5割、2割軽減を実施しております。

続きまして、2、後期高齢者医療保険安定制度県負担金となります。低所得者にかかる保険料減額分と被扶養者だったものにかかる保険料減額分の県負担分、4分の3でございます。前年と比べてプラスの6.7%でございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

2節、障害者介護給付費等負担金でございます。1、障害者自立支援給付費等県負担金でございます。障害者自立支援法サービスにかかる負担金、補助率4分の1でございます。

細節2、障害者自立支援医療費負担金（更生医療）。更生医療に対する県費負担金、4分の1でございます。

細節3、障害者自立支援医療費負担金（育成医療）。育成医療に対する県費負担金、4分の1でございます。

3節、児童福祉費負担金でございます。1、児童措置費県負担金、保育所入所児童委託料に対する負担金。補助率は国の保育措置費基準額の4分の1でございます。

細節2、障害児通所給付費負担金でございます。児童福祉法に基づく、障害児通所給付費に対する負担金、4分の1でございます。

細節3、児童手当県負担金。中学校終了前の児童がいる家庭に対する児童手当ということで、県の負担金でございます。

○企画政策課長（亀井知之）

一つ飛びまして、市町村移譲事務交付金、180万7,885円でございます。地方自治法の事務処理の特例制度により、都道府県の事務を市町村が処理することになった場合に、当該事務に要する経費について財政措置されるもので、40事務を対象としております。主なものは違反広告物の除去、鳥獣捕獲の許可などがございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

続きまして、衛生費県負担金、養育医療費負担金で、25年度新規でございます。

こちら未熟児養育医療費の公費負担分に対する県の負担金でございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

14ページ、15ページに移ります。二つ飛ばしまして、県補助金の関係で社会福祉費補助金でございます。細節3、老人クラブ活動費補助金でございます。開成町の老人クラブに対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

細節4、在宅障害者福祉対策推進事業費補助金でございます。対象としては二つございます。障害児地域訓練会ひまわりに対する補助金。補助率、2分の1。障害者グループホーム運営費に対する県補助金、補助率2分の1でございます。

細節5、重度障害者医療費補助金でございます。重度障害者に対する入院、通院にかかる保育診療適用医療の自己負担分に対する助成でございます。補助率は医療費と手数料含めまして、2分の1でございます。

一つ飛ばしまして、2節、障害者自立支援事業費等補助金。細節1、地域生活支援事業費補助金でございます。訪問入浴サービス等の金額に対する補助金でございます。国の分の2分の1となっております。

続きまして、3節、児童福祉費補助金となります。1、民間保育所振興費補助金でございます。民間保育所に対する補助金でございます。補助率、2分の1でございます。

2、保育対策等促進事業費補助金でございます。延長保育、特定保育、休日保育の費用に対する補助金。補助率は3分の2でございます。

細節3、ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金でございます。ひとり親家庭等の方に対する入院、通院にかかる保育診療適用医療の自己負担額に対する助成でございます。補助率は審査手数料も含めて、2分の1でございます。

細節4、小児医療費助成事業費補助金でございます。小児医療助成ということで、就学前にあつては入院・通院等、小中学生にあつては入院にかかる保険診療適用医療費の自己負担分の助成でございます。手数料も含めて、3分の1の補助でございます。

一つ飛ばしまして、6、放課後児童対策事業費補助金でございます。いわゆる学童保育に対する運営費の補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

一つ飛ばしまして、細節8、安心子ども交付金事業費補助金でございます。中身といたしましては、一時預かり事業、子育て支援拠点事業、子育て支援センターでございます。乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、保育士等処遇改善臨時特例事業に対する補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

一つ飛ばしまして、衛生費県補助金、1、市町村健康事業費補助金でございます。市町村が実施する健康手帳作成、健康教育、健康相談等にかかる費用のうち、基準額の3分の2の補助でございます。

○産業振興課長（井上新）

農林水産業費県補助金、細節1、農業委員会費交付金。こちら農業委員会の所管事務に対する交付金でございます。

○財務課長（田中栄之）

一つ飛びまして、細節3、地籍調査事業費補助金。収入済額388万8,000円。地籍調査事業補助基準額518万4,000円に対する、国4分の2、県4分の1補助。

第31計画区の一筆地調査を実施いたしました。前年度と比較しまして、211万2,000円の減でございました。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

続きまして、4、細節、農とみどりの整備事業費補助金になります。こちらにつきましては、農業振興地域内の農道及び水路整備等に対する県補助金。補助率50%で、今回は上島地内の農業用排水路改修工事に充当しております。

○産業振興課長（井上 新）

5節、農業者個別所得補償制度推進事業費補助金。こちらは国の事業である、経営所得安定対策制度事業にかかる推進事務費でございます。

1枚おめくりいただきまして、県支出金、県補助金、商工費県補助金。1節、神奈川県消費者行政活性化事業費補助金。こちらは、消費者行政に対する補助金で、消費者被害の救済と被害防止を行うための啓発事業に活用するものでございます。補助率、10分の10でございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、5目、教育費県補助金です。社会教育費補助金。細節1、青少年育成地域活動推進費補助金。22万8,000円でございます。こちらは、青少年の健全育成事業に対します県からの補助金です。補助率は3分の1です。

続きまして、放課後子どもプラン推進事業費補助金。22万7,000円でございます。こちらは、放課後に小学校の余裕教室等を活用いたしまして、子どもの安全安心な活動拠点を設けて、地域の方々の協力を得て、スポーツや文化活動など、さまざまな体験活動を実施しております。25年については、開成小学校で実施をしております。補助率は3分の2となっております。

○危機管理担当課長（遠藤伸一）

次に、目、市町村消防防災力強化支援事業費補助金でございます。細節は、市町村消防防災力強化支援事業費補助金。昭和56年以前に建設された在来工法による木造住宅を対象とした耐震一般診断改修事業。平成25年度実績、木造住宅耐震診断事業2件、木造住宅耐震改修事業を2件。診断事業は、5,000円掛ける2件で1万円。耐震改修事業は、60万掛ける2件掛ける係数0.55を掛けて、補助率2分の1で33万円。計34万円でございます。

○企画政策課長（亀井知之）

続いて、水源環境保全再生市町村交付金。150万円でございます。県の神奈川水源環境保全再生実行5カ年計画に位置づけられた事業に対して、県から交付されるものでございます。河川、水路整備事業に80万。地下水保全対策事業に70万を充ててございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、9目、市町村自治基盤強化総合補助金。細節1、市町村自治基盤強化総合補助金。収入済額は1,700万円でございます。こちらは前年度までの市町村振興補助金にかわり、新たに創設をされた県補助金でございます。市町村の行財政基礎の強化に資する広域連携事業等とともに、広域的な地域の課題解決に向けて取り組む事業に対し、県が財政支援を行ったものでございます。基本的な補助率は3分の1。広域連携事業などの特例事業は2分の1の補助率でございます。五つの事業に充当してございまして、障害者歯科二次診療所の町負担の一部の補助、福祉会館整備事業、グリーンリサイクルセンター利用促進事業、あじさいネットワーク事業、風疹予防接種費用助成事業でございます。

○危機管理担当課長（遠藤伸一）

続いて、目、市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金。細節、市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金でございます。市町村が東日本大震災の教訓を踏まえ実施する、地震防災対策整備事業に対する補助金。24年度から26年度の3年間の限定事業で、補助率は3分の1。内訳は記載のとおりです。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、県委託金に移ります。総務費委託金。節といたしましては、徴税费委託金でございます。細節としては、県税徴収委託金。説明といたしましては、地方税法第47条の規定に基づき、町が実施した個人県民税の賦課徴収事務に要する費用を県が補償するため、県から町へ交付されたものでございます。算定基準額は3,000円でございます。7,977人分。対前年度比171人の増でございます。

次に、人口動態事務費委託金でございます。こちらにつきましては、町に提出のあった出産、死亡、婚姻、離婚、死産の届け出にかかる人口動態調査票の作成事務に対する委託金でございます。

○企画政策課長（亀井知之）

続いて、統計調査費委託金でございます。細節をご覧ください、1の市町村統計調査事務諸費交付金でございますが、担当者会議等、旅費など、指定統計調査の全体の実施に必要な経費にかかる交付金でございます。

次の2、学校基本調査費委託金から、最後8、農林業センサス委託金でございますが、それぞれの調査や準備事務にかかる消耗品や調査員の報酬、旅費等にかかる委託金となっております。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、1枚おめくりください。5節の選挙費委託金になります。細節の2、参議院議員通常選挙費委託金でございます。こちらは、今年の7月21日執行の参議院議員通常選挙に対して、町が用意した経費に対する県からの委託金でございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、二つ飛ばしまして、4目、教育費委託金でございます。かながわ学びづくり推進地域研究委託金。56万9,300円でございます。こちらにつきましては

は、学校と連携、協力し、児童生徒及び地域の実情や課題を踏まえまして、児童生徒に基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させるなど、実践研究を行うための委託金となっております。補助率としまして、10分の10となっております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、15款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物等貸付収入。細節1、土地賃貸料、収入済額25万3,709円でございます。こちらは、金井島地区、宮台地区の町有地の民間企業への賃貸料で、前年同額となっております。

○総務課長（小宮好徳）

続きまして、第16款になります。寄付金でございます。第1項、寄付金、第1目、一般寄付金、第1節、一般寄付金でございます。こちらにつきましては、3件の寄付で57万円の寄付を受けてございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、2目、民生費寄付金でございます。細節1、社会福祉事業寄付金。5万円、1件の寄付を受けております。

○産業振興課長（井上 新）

続きまして、商工費寄付金。あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業寄付金。こちらは、あしがり郷瀬戸屋敷の維持管理等のための寄付金でございます。25年度末の残高が420万円でございます。

続きまして、あじさい維持管理事業寄付金。こちらは、あじさいの里のあじさいの維持管理のための寄付金でございます。25年度末の残高が、128万1,000円でございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、一つ飛びまして、17款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、社会福祉基金繰入金でございます。細節1、社会福祉基金取り崩し、重度障害者医療費、小児医療費、ひとり親家庭等医療費の一部負担金相当額の充実に充てるため、基金を取り崩しております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、4目、財政調整基金繰入金。細節1、財政調整基金取り崩し。収入済額、1億円。こちらは、第5次総合計画の初年度としまして、着実な事業進捗を図るため、財政調整基金を取り崩し、財源といたしました。平成25年度末残高は、5億6,883万4,000円でございます。

二つ飛ばしまして、18款、繰越金、1節、前年度繰越金、細節1、前年度繰越金。収入済額、1億9,361万7,967円。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

同じく細節2、繰越明許費繰越分でございます。4,376万6,000円の収入済額でございます。前年度からの繰越金のうち、繰越明許費に充当する一般財源分でございます。

次のページをお願いいたします。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、諸収入でございます。項、延滞金加算金及び過料、目、延滞金、節、延滞金。細節といたしまして、諸税滞納延滞金でございます。こちらにつきましては、町税等の納期限後、納付までの期間に応じて徴収した延滞金でございます。458件分。昨年度と比較しまして、165件のマイナスとなっております。ただ、金額ベースでは昨年度比、19万3,643円の増となっております。

○産業振興課長（井上 新）

二つ飛びまして、項が貸付金元利収入でございます。1節、中小企業融資資金貸付金元利収入、500万円。これは、中小企業小口資金融資の返還分でございます。

○自治活動応援課（岩本浩二）

続いて、一つ飛ばしまして、総務費雑入、町民カレンダー広告掲載料、36万円でございます。こちらにつきましては、町民カレンダーの広告掲載にかかる24件の掲載料となります。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、三つ飛ばしていただきまして、細節5になります。市町村アカデミー受講費助成金でございます。こちらは、市町村中央研修所の研修に参加しますと、その受講費の対象経費に対して、神奈川県市町村振興協会から5分の4相当額が助成されるものでございます。

○財務課長（田中栄之）

そこから三つ飛ばしまして、細節9、軽飲料等販売手数料、収入済額、69万3,471円。庁舎及び町民センター設置の自動販売機の軽飲料販売手数料でございます。細節10、庁舎管理費等負担金、水道事業会計庁舎管理費等負担金、57万円でございます。こちら庁舎管理費のうち、公営企業会計に負担をしていただく分でございます。

同じく細節11、林野一部事務組合収益配分金。こちらは、1,201万3,413円の収入でございました。南足柄市ほか、五ヶ市町組合等の収益配分金によりまして、前年度に比べ、1,053万413円の増となっております。

○企画政策課長（亀井知之）

続いて12、刊行物等売払代でございますが、総合計画冊子等の売払収入となります。内訳は、記載のとおりです。

次の13、財団法人神奈川県市町村振興協会市町村交付金でございますが、宝くじオータムジャンボの収益を活用した市町村振興協会からの交付金、1,686万4,889円でございます。

○自治活動応援課（岩本浩二）

続いて、ホームページ広告掲載料でございます。町ホームページの広告掲載にかかる3社の広告掲載料となります。

続いて、広報広告掲載料。広報かいせいの広告掲載にかかる6件の広告掲載料にな

ります。

続いて、全国自治宝くじ広報掲載料。広報かいせいへの宝くじの広告掲載料となります。

続いて、自治総合センターコミュニティー事業助成金。上延沢、円中、榎本、下島自治会への備品整備事業に対する財団法人自治総合センターからの一般コミュニティー助成金となります。

○財務課長（田中栄之）

細節18、送電線下補償料、14万1,180円の収入でございます。こちらは開成町宮台地区の町有地の送電線下補償料でございます。

次のページをお願いいたします。

○環境防災課長（秋谷 勉）

民生費雑入を飛ばさせていただきまして、衛生費雑入でございます。紙類売却代でございます。資源ごみとして回収した新聞、雑誌等を売却した代金でございます。収集量は微減でしたが、単価の大幅な下落がございまして、総額では大幅な減額となっております。前年度比192万4,505円のマイナスでございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

続きまして2、後期高齢者健康診査事業補助金となります。75歳以上の健康診査にかかる実施費用、114名分に対する後期高齢者医療広域連合からの補助金となります。

○環境防災課長（秋谷 勉）

続きまして、再商品化合理化拠出金でございます。容器包装リサイクル法、市町村に対する金銭に支払規定に基づき、実際にかかったリサイクル費用があらかじめ想定されていた費用を下回ったこと及び排出品が品質、または低減額の条件に適合した場合、その差額を原資に拠出金を受けられるものでございます。拠出金総額の減額、排出量の増加率が全国平均より下回っていたことにより、減額となっております。

○保険健康課長（田辺弘子）

続きまして、4、後期高齢者医療長寿健康事業補助金となります。25年度新規となります。満75歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、230人分に対する、後期高齢者医療広域連合からの補助金になります。

5、未熟児養育医療費自己負担金。未熟児養育医療費に対する保護者の自己負担金となります。

○産業振興課長（井上 新）

育苗センター維持管理代。育苗センター施設使用料及び光熱水費でございます。3,000円掛ける55日、光熱費が4万5,059円でございます。

続きまして、ふれあい農園利用料金。ふれあい農園の利用料金で4カ所、75区画分の料金でございます。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

節が一つ飛びます。土木費雑入になります。細節3、十文字橋負担金。十文字橋の維持管理にかかる松田町よりの負担金です。内容といたしましては、街路灯の電気代とか修繕費になっております。

4、あじさい公園東屋焼失損害賠償金。あじさい公園四阿焼失に伴う損害賠償金、12件分でございます。

○危機管理担当課長（遠藤伸一）

消防費雑入の消防団退職報償金です。5年以上勤務して退職した消防団員7名に対する、消防団員等公務災害等補償基金からの退職報償金でございます。

二つ飛ばしまして、防災ラジオ売払代。防災ラジオの売り払いとなります。

○教育総務課長（橋本健一郎）

ページをおめくりください。続きまして、8節、教育費雑入でございます。細節3、災害共済給付金です。90万50円です。こちらにつきましては、開成幼稚園、開成小学校、開成南小学校、文命中学校の幼児、児童、生徒の学校の管理下におけますけが等に関する給付金となっております。

続きまして、第4節、ジュニアリーダー研修会負担金です。11万4,500円です。こちらは小中学生を対象といたしました、宿泊体験研修です。こちらでの参加者負担金ということで、おおむね3分の1を自己負担ということで徴収のほうをしております。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

二つ飛ばしていただいて、スポーツ振興くじ助成金になります。こちら開成町総合型スポーツクラブ設立準備委員会に対します、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの総合型地域スポーツクラブ活動助成金となります。補助率は10分の9となっております。

○財務課長（田中栄之）

20款、町債です。1節、臨時財政対策債、収入済額、3億2,000万円。一般財源の不足分に充当いたしました。発行可能額3億8,913万7,000円に対して、実発行額は3億2,000万円でございます。

続いて、1節、都市計画債。1、細節、南部土地区画整理事業支援事業債、繰越明許費繰越分、3,500万円。こちらは南部土地区画整理事業を支援するための地方債でございます。

細節2、松ノ木河原公園整備事業債、繰越明許費繰越分。収入済額、800万円。松ノ木河原公園整備事業に充当する地方債でございます。

細節3、中家村公園整備事業債、繰越明許費繰越分。収入済額、3,350万円。中家村公園整備事業に充当する地方債でございます。

2節、道路橋梁債。細節1、町道改良事業債。収入済額、1,000万円。町道118号線と町道119号線舗装工事費に520万円。町道138号線改良工事に480万円充当してございます。

細節2、町道改良事業債、繰越明許費繰越分。収入済額、800万円。池嶋橋築造

工事負担金に充当する地方債でございます。

3目、教育債、1節、小学校債、細節1、小学校大規模改修事業債、繰越明許費繰越分。収入済額、9,180万円。開成小学校大規模改修工事に充当する地方債でございます。

歳入の説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

それでは、お待ちください。

本日はここまでとし、来週8日は本日に引き続き、認定第1号 決算認定について（一般会計）から順次、細部説明を行います。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時56分 散会